

令和 3 年 5 月 6 日

第1回 大垣市議会臨時会議案

目

次

議第43号	令和3年度大垣市一般会計補正予算(第3号)
報第 8号	専決処分の報告並びにその承認について
報第 9号	専決処分の報告並びにその承認について

議第43号

令和3年度大垣市一般会計補正予算(第3号)

令和3年度大垣市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,593,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月6日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		7,546,996	157,900	7,704,896
	2. 国庫補助金	973,462	157,900	1,131,362
20. 繰越金		758,000	54,200	812,200
	1. 繰越金	758,000	54,200	812,200
歳入合計		58,381,800	212,100	58,593,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		4,731,940	212,100	4,944,040
	1. 保健衛生費	2,464,410	212,100	2,676,510
歳出合計		58,381,800	212,100	58,593,900

令和3年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 衛生費国庫補助金	135,040	157,900	292,940	1. 保健衛生費	157,900	累 計 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費
計	973,462	157,900	1,131,362			292,690

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	758,000	54,200	812,200	1. 繰越金	54,200	
計	758,000	54,200	812,200			

2 歳 出

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明															
				特定財源	一般財源	区分	金額																
5. 新型コロナウイルス感染症予防費	834,900	212,100	1,047,000	国県支出金	54,200	2. 給料	83,400	一般職給 37人															
				157,900			27,510	扶養手当 1,320 地域手当 890 住居手当 340 通勤手当 1,470 時間外勤務手当 9,600 管理職手当 660 期末勤勉手当 13,230															
				地方債					4. 共済費	18,880	累計 20,500 職員共済組合負担金 9,700 社会保険料 8,830 雇用保険事業主負担 350												
				-								10. 需用費	4,300	累計 14,882 消耗品費 400 印刷製本費 3,900									
				その他											11. 役務費	19,690	累計 32,940 通信運搬費 3,850 手数料 13,140 保険料 2,700						
				-														12. 委託料	53,810	累計 823,582 コールセンター運営委託料 25,000 ワクチン配送委託料 17,280 システム改修委託料外 11,530			
																					13. 使用料及び賃借料	4,010	累計 33,576 システム使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	2,464,410	212,100	2,676,510	国県支出金 157,900 地方債 - その他 -	54,200			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,448 ^人	1,167,860 ^{千円}	4,622,500 ^{千円}	3,009,120 ^{千円}	8,799,480 ^{千円}	1,724,270 ^{千円}	10,523,750 ^{千円}
補 正 前	2,411	1,167,860	4,539,100	2,981,610	8,688,570	1,705,390	10,393,960
比 較	37	0	83,400	27,510	110,910	18,880	129,790

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	119,510 ^{千円}	134,900 ^{千円}	45,530 ^{千円}	80,290 ^{千円}	47,850 ^{千円}	482,980 ^{千円}	6,400 ^{千円}
	補 正 前	118,190	134,010	45,190	78,820	47,850	473,380	6,400
	比 較	1,320	890	340	1,470	0	9,600	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当			
補 正 後	680 ^{千円}	57,630 ^{千円}	1,798,120 ^{千円}	235,230 ^{千円}				
補 正 前	680	56,970	1,784,890	235,230				
比 較	0	660	13,230	0				

報第8号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和3年5月6日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第7号

大垣市税条例等の一部改正について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、大垣市税条例等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日 専決

大垣市長 小 川 敏

大垣市税条例等の一部を改正する条例

(大垣市税条例の一部改正)

第1条 大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第28条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第34条の9第3項」を加える。

第28条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第34条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第34条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同

項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第65条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とし、同条第19項を同条第18項とする。

附則第9条の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から

令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第13条の3(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第13条の4(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第13条の5(見出しを含む。)中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第14条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第15条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第16条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第17条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第18条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第18条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第19条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第20条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第32条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは「令和17年度」と、「平成33年」とあるのは「令和4年」とする。

(大垣市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大垣市税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大垣市税条例第32条の11第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、大垣市税条例第32条の12第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、大垣市税条例第34条の改正規定中「第34条第4項」を「第34条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

(大垣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大垣市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第27号)の一部を次のように改正する。

大垣市税条例附則第4条の2第1項の改正規定を次のように改める。

附則第4条の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第1条中「及び第4条の2第1項(「及び第4項」を削る部分に限る。)」を「、「第4条の2第1項(「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削る部分に限る。)及び同条第2項」に改める。

(大垣市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 大垣市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「押印」を削る。

第8条第5項中「、「提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「押印」を削る。

第9条第2項及び第10条第2項中「押印」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大垣市税条例(以下「新条例」という。)第28条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の大垣市税条例(以下「旧条例」という。)第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第28条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第28条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割

について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第9号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和3年5月6日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年度大垣市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度大垣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,381,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月1日専決

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		7,453,196	93,800	7,546,996
	2. 国 庫 補 助 金	879,662	93,800	973,462
歳 入 合 計		58,288,000	93,800	58,381,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		21,829,560	93,800	21,923,360
	3. 児 童 福 祉 費	9,687,860	93,800	9,781,660
歳 出 合 計		58,288,000	93,800	58,381,800

令和3年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	109,797	93,800	203,597	2. 児童福祉費	93,800	累 計 162,447 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 93,800×10/10
計	879,662	93,800	973,462			

2 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
11. 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	-	93,800	93,800	国県支出金 93,800 地方債 - その他 -	-	3. 職員手当等	200	時間外勤務手当
						10. 需用費	100	消耗品費 90 印刷製本費 10
						11. 役務費	250	通信運搬費 110 手数料 140
						12. 委託料	2,950	子育て世帯生活支援特別給付金システム開発委託料
						18. 負担金補助及び交付金	90,300	子育て世帯生活支援特別給付金
計	9,687,860	93,800	9,781,660	国県支出金 93,800 地方債 - その他 -	-			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,411 ^人	1,167,860 ^{千円}	4,539,100 ^{千円}	2,981,610 ^{千円}	8,688,570 ^{千円}	1,705,390 ^{千円}	10,393,960 ^{千円}
補 正 前	2,411	1,167,860	4,539,100	2,981,410	8,688,370	1,705,390	10,393,760
比 較	0	0	0	200	200	0	200

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	118,190 ^{千円}	134,010 ^{千円}	45,190 ^{千円}	78,820 ^{千円}	47,850 ^{千円}	473,380 ^{千円}	6,400 ^{千円}
	補 正 前	118,190	134,010	45,190	78,820	47,850	473,180	6,400
	比 較	0	0	0	0	0	200	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当			
	補 正 後	680 ^{千円}	56,970 ^{千円}	1,784,890 ^{千円}	235,230 ^{千円}			
	補 正 前	680	56,970	1,784,890	235,230			
	比 較	0	0	0	0			